

産業建設委員協議会記録

開 会 年 月 日	平成 28 年 11 月 21 日
開 会 時 刻	午前 11 時 32 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 13 分
出 席 委 員 名	◎世古 明 ○野口 佳子 山根 隆司 小山 敏
	杉村 定男 浜口 和久 山本 正一 佐之井久紀
	宿 典泰
	中山 裕司議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	森田 晃司
協 議 案 件	伊勢志摩総合地方卸売市場経営安定資金の貸付に係る償還計画の変更について
	踏切道の対策について
	伊勢市交通バリアフリー基本構想について
	全国高校総体及び「三重とこわか国体」の開催に向けた取り組み状況について《報告案件》
	伊勢市都市マスタープラン全体構想におけるパブリックコメントの結果について《報告案件》
	空家等の対策その後の経過について《報告案件》
	第 2 次伊勢市総合計画の進捗状況について《報告案件》
	伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅 蘇民）の指定管理について《報告案件》
説 明 者	産業観光部長、産業観光部理事、商工労政課長、農林水産課長 観光振興課長、観光振興課副参事、都市整備部長、都市整備部次長 都市整備部参事、都市計画課長 総務部長、情報戦略局長、情報戦略局参事、企画調整課長、その他関係参与

協議経過並びに概要

世古委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢志摩総合地方卸売市場経営安定資金の貸付に係る償還計画の変更について」、「踏切道の対策について」、「伊勢市交通バリアフリー基本構想について」を協議し、続いて報告案件の「全国高校総体及び『三重とこわか国体』の開催に向けた取り組み状況について」、「伊勢市都市マスタープラン全体構想におけるパブリックコメントの結果について」、「空家等の対策その後の経過について」「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」及び「伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅 蘇民）の指定管理について」の報告を受け、若干の質疑の後、協議会を閉会した。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午前11時32分

◎世古明委員長

ただいまから、産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をしました。

【伊勢志摩総合地方卸売市場経営安定資金の貸付に係る償還計画の変更について】

◎世古明委員長

それでは初めに、「伊勢志摩総合地方卸売市場経営安定資金の貸付に係る償還計画の変更について」を御協議願います。当局からの説明をお願いします。

産業観光部長。

●鈴木産業観光部長

本日は、御多忙の中、産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設、民話の駅蘇民の指定管理につきましては、資料の配付が大変遅くなりまして、まことに申しわけございませんでした。本日、御協議いただきます案件は、ただいま委員長から、御案内がありましたとおり、協議案件が3件、報告案件が5件の計8件でございます。詳細につきましては、担当課のほうから御説明を申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎世古明委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは、「伊勢志摩総合地方卸売市場経営安定資金の貸付に係る償還計画の変更について」御説明を申し上げます。

資料1の1を御高覧ください。本件につきましては、去る9月6日付けで、伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社から、伊勢志摩総合地方卸売市場経営安定資金貸付契約書の変更について、要望書が提出され、市内部で検討がされました結果、市場の経営安定化に向けた取り組みを継続させ、地域住民への生鮮食料品等の安定供給と地域生産者の安定的な販路の維持に資するため、要望の通り貸付金の償還計画を変更いたしたいと考えております。係る貸付金につきましては、昭和62年度から平成9年度まで、支出いたしておりました市場運営補助金に変えまして、貸付金として市場の経営安定化を目的に、平成10年度から21年度までの12年間、合計2億1,600万円を貸し付けたものでございます。元の契約では、平成22年度末までに一括返済となっておりましたが、平成23年3月10日に開会いただきました産業建設委員協議会で御協議いただいた上で、平成22年度から40年度までの19回償還とする変更契約を締結し、これまで計画どおり償還を受けてまいりました。昭和57年度に開場されました市場は、平成3年度から毎年、単年度利益を計上し続け、その結果、ピーク時には5億8,000万円余りございました累積損益、こちらが平成27年度末には、資料1の3をご高覧いただきたいのですが、資料1の3、貸借対照表の右下、繰越利益剰余金を695万8,442円計上できたところでございます。

しかしながら、開設以来34年が経過いたします市場は、資金不足等から、施設の適切なメンテナンスが施されてこず、老朽化に伴う施設整備が喫緊の課題となっております。

もう一度、資料1の1をお願いいたします。資料1-1の1、変更理由に挙げておりますけれども、水道、電気、汚水処理など、ライフラインに直結いたします最小限の整備を8年間で実施するための費用、約6,000万円を勘案いたしますと、資料1の4をお願いいたします。資料1の4収支資金計画表、返済計画の変更前の、中段、資金計画の下から2段目、累計資金残高、こちらは平成29年度にはマイナスなり、いわゆる資金ショートを起こす事態となります。

資料1の2裏面をお願いいたします。資料1の2の裏面の変更案のとおり、本年度以降の各年度の償還金額の変更と償還期間を5年間延長することで、資料1の5を今度お願いいたします。資料1の5、収支資金計画表、返済計画の変更後でございますが、こちらのとおり、資金ショートを生じることなく、市場が安定した経営基盤の確立に向けて、今後も推し進めていけるものと考えているところでございます。

繰り返しになって恐縮でございますが、市場に経営安定化に向けた取り組みを継続させ、地域住民への生鮮食料品等の安定供給と地域生産者の安定的な販路維持に資するため、貸付金の償還計画を変更することにつきまして、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上、「伊勢市志摩総合地方卸売市場経営安定資金の貸付に係る償還計画の変更について」御説明を申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

経営の安定化ということで、非常に大事な話だと思うんですけども、これは以前にも、23年ですか、借入金の返済の更新についてですね、額の変更したり、いつでしたかな、25年ですか。資本金の増額ということで、2億円でしたか、何か増額をして、それは正直、借金返済に皆回ってしとるということですよ。こういう実態から見て、非常に償還計画が実効性のあるもんかどうかっていうことが、非常に僕は疑わしいなというようなことを感じるんです。個人的な意見でありますけれど。

そして、収支の資金計画を見させていただいても、結局は使用料というところの収入が80%ですよ。これが、どんどん落ち込むだろうということになってくると、資金計画自体も、相当微妙な状況になってくるんかなと、こんなことを思いますし、前回の資金計画見たら、400万の償還であれば、そこまでは払ったと、上がる時になって、また償還計画が変わるということになるわけではありますが、私たちは、市場を直接お聞きする機会というものがありませんから、間接的に、担当課の課長からこういう報告を受けて、進んでいくってということについては、もうこれは仕方のない仕組みの話だと思いますけれど、了承したらどうやということについても非常に実効性が、やはり疑われる状況なので、どういような判断の基準をしていくんかなと。今後こういうことがあると、また、資本金の増資というの問題であるとか、それで向こうへお金をやるわけですよ。それで返済してくれということで、何をしとるのかわからんという状況ですよ。これはもう民間やったら、すぐに1年もせんうちに整理をするということになると思うんですけど、そのあたりのことについて、少しお伺いをしたいと思います。

◎世古明委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

今回の計画の変更の大きな理由となっておりますのが、その修繕費への資金の投入でございませうけれども、こちらが以前から計画を持っておったんでございませうが、関連店舗の退去等によりまして、こちらの費用が捻出できなくなったことが要因の一つでございませう。今お示ししております、この収支資金計画表でございませうけれども、こちらにつきましては、その使用料の部分で、今入っていただいております店舗さんが、出ていかれるリスクも含めた形で計算しておりますので、そういったことも御理解いただきたいと思います。

ですので、全く絵に描いた餅にはならんように、そのように考えております。それから、収入増の取り組みですけれども、これまでも、いわゆる空き店舗と申しますのが、約20店舗ほどございませう。スペースがございませう。そちらに向けての入居対策をですとか、あと、収入増の取り組みにつきましても、その空き店舗対策、それから、あと費用収支改善の取り組みといたしまして、費用削減ということで、一般管理費、特に人件費ですとか、施設の維持管理費用をこちらの削減

に取り組みをいたしておるところでございます。そういったことを総合的に、これからも行っていくことで、この償還計画が実行されるように、こちらといたしましてもいろいろと市場にかかわってまいりたいと存じております。

以上でございます。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

わかりました。やはり直接、市場のほうと我々が議論するわけにはいかないので、やっぱり中間的なその話やと思うんですけど、マスコミで我々も見ただけでありますけれど、卸売市場の経営改善については、非常にですね、卸売市場が市民の側にどんどん出てきて、非常にオープンにして、買い物を直接市民の方に来ていただくような取り組みをしながら、収益の確保に当たっておるところもあつたりですね、それで、先日もイベントがあつて、様子を聞かさせていただくと、それでいいのかなというふうな疑問もちょっと湧きました。やはり、全国的には道の駅というのが非常に充実をしてきて、農家さんがそこへ持って行って直販をする、また第6次産業のような状況までなつてきておるといふことになると、やはりもう少し強力な手だてというのか、経営的な手法が要つたりですね、今のままいくとすると、利用率というか、使用料というのが上がるような状況ではもう絶対ないと思いますよね。その中で、やはり公共の資金をどこまで投入していくんやということが、これから問題になってくるとは思うんですよね。そのあたりのことを申し上げておるので、27年度も、修繕費が大体500万円以上かかっているわけなんです。そこへきて、今のような、水道施設の更新やら、汚水処理やら、電気設備、建物の修繕改修ということになると、それ以上のことがいるんでしょう。そのあたりのことが本当に返していけるのかなというふうなことの疑問があるので、責任のある方に、もう少しそのあたりの実効性のある、間違えなくですね、改良していくんだと、回収していくんだと、それと、もともとの卸売市場の皆さんの経営というのがね、きちっとした考え方でやらないと、じり損ということになってくるんではないかなと思いますので、そのあたりだけちょっとお伺いをしたいと思います。

◎世古明委員長

産業観光部長。

●鈴木産業観光部長

卸売市場につきましては、皆さんに御心配をかけておりますこと、まことに申しわけなく思っております。

先ほど申しましたように、この収支計画中には、使用料のリスク等も含めて、そのリスクがなくなれば、収入が上がるということもございますし、先ほど委員がおっしゃいましたように、もっと市民に対するアピールとか、それからそういった活用を、そこら辺もまた活性化として考えていって、利用料、売上げ等に結びつくような形に考えていかなければならないというふうに考えております。この計画表につきましては、収支資金計画につきましては、市場のほうでも、十

分先ほど申し上げましたようなリスクも勘案しまして、検討して出していただいたと、私どものほうも説明を受けて確認をさせていただいたということで、こういったことで、この資金計画どおりに返済はしていただけるということで、その民間の金融機関のほうの返済も、また数年すると終わってきますので、そのあたりから、また金額をふやしていくというような形もしてございますので、これでいけるものというふうに理解、確信をしております。

以上でございます。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

山本委員。

○山本正一委員

宿委員もお尋ねをしたんですが、市場形態、市場がこれから先、この償還計画見ておりましたも20年弱、ずっと伸びていくわけなんです、20年あるかないかというような判断もしてならんと思うんです。市場を取り巻く状況が非常悪くなつて来ると思うんです。だんだんあそこの店子さんが出ていく。恐らく、これ20年近く償還していかならんのですが、20年もつんかいなど。これどんどん先延ばし先延ばしというようなことでしとるんですが、当局としては市場がやっばりあらないかんのやとか、もう整理せないかんのやというような、今宿委員言うたように民間やったらもう早うに倒産ですわ。ところがやっばし、財政が厳しいと言いながら、やっばりどこかで線を引かないかんと思うんです。これも年々厳しくなつてきて、償還を見とつても、平成46年までの償還でどんどんふえてくると、恐らく、これ以上また店子が出て行く、あれ出て行くということになると、また償還の繰り延べというふうな話になってきて、何にもプラスにならん、とにかく泥沼みたいな感じで。そこら辺がもうこれ目に見えとると思うんです。そこら辺の考えを当局が将来の展望をどういうふうに考えとんのやということをまずお聞きしたいんで、ちょっと御答弁お願いしたいと思います。

◎世古明委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

市場の存在そのものにつきましては大変大きなことでございますし、当局だけで決めることではございませんが、その市場につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、地域住民の方々への生鮮食料品の安定供給、それから生産者の方々の安定的な販路維持、こちらの目的を持っております。ですので、なかなか市場自体を潰すんやとか、そういうことにならないと考えております。それから、その収入がどんどん減っていく、店子さんが出てかれて、どんどん減っていく中で、先ほど宿委員さん申されましたけれども、例えば、先ほどおっしゃられた場外市場のことだと思うんですが、そういったことの方考え方であるとか、あと、出ていかれた棚に新たに入居していただくための取り組み、実際のところ、10月から伊勢シルバー人材センターが入居いただきましたので、そういった、半公共的なところの入居につきましても、今後できるだ

けそういったことの、入っていただけるように取り組みも強化していきたいと考えておりますし、それから、あと経費の削減につきましては、収支改善ために経費の削減も必要になるかと思うんですけれども、そちらのほうにつきましても、できる限り、経費削減に取り組んでまいりたい。それは、施設維持のための、例えば、じんかい処理ですとかそういったことの費用につきまして、なるべく削減を図るように取り組んでまいりたい、そういったことで考えております。

以上でございます。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

今までにも市場の話が出ますと、当局が答弁したように、何とかいい方向で考えていくと、こういうことでいつも答弁を시켰たんですが、これまた、今回でもやっぱりそういうこともあるにもかかわらず、こういう償還金の延長と、こういうことになってきて、額を減らしてくるということなんです、それは難しいと思うんですが、根本的にやっぱし変えてかんと、どんどん膨らんできて、まだ財政厳しい厳しいと、もっといるところあるにもかかわらず、やっぱしこちらへ金が出ていくと、こういうことが市場の問題ではないのかな、このように思いますので、いっぺんちょっとそこら辺の答弁だけお願いしたいと思います。

◎世古明委員長

産業観光部長。

●鈴木産業観光部長

市場につきましてはですね、貸付金については、貸し付けを新たに行わずに返済をしていただいている。それがことしからの金額が上がるということでですね、あとは金融機関のほうとの償還の変更もありまして、ことしからちょっと急に厳しくなるというふうなことで、その中で施設の更新であるとか、そういったことが必要になってくる。それを乗り越えますとですね、貸付金もだんだん減少してきますし、残高も数年先ではございますけども、ゼロになっていくというような形ですね、今ここさえ乗り越えればというふうな形で考えておりますが、収入減につきましては、店子さんの獲得とかそういったことについてはですね、先ほど課長のほうから申しあげましたように、市場関連に絞るということやなしに、いろいろなところから募集というか、願いをして入っていただくことも考えたいと思っておりますし、また市場のほうとも相談しながらですね、また関連市町さんと相談しながら、この市場の存続に向けて努力をしていきたいというふうな考えておりますので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

最後にしますが、結局わからんでもないんですよ。ところがやっぱし、あそこも償還 20 年やで、またあそこ古くなってきた、あそこをまたいろわんならん、ここいろわんならんということの管理費もかなりふえてくると思うんですよ。店子がふえて収入も上がってくんやという見通しがあればええけれども、現況を状況判断として、僕ら素人判断なんですけど、あそこに店子がふえて非常に活性化してきてええことやったなということには僕はなんらと思うんさ。だんだん悪くなってきて、話を聞いておりましたも、今でも三雲のほうに変わってくんやと言う業者も中にはおるし、やっぱしええようにはなんらと思う。それでそこら辺の甘い見通しばっかして、どんどん金が要って、最後にどうにかせんなんらというような話になってもつまらんで、そのあたりの話も、もうそろそろ考えといたほうがええかいなというふうな気持ちで、ちょっと意見をさしてもらつとるんで、もう答弁はよろしいけれども、もうちょっと考えてもらわんと、えらいことになるんではないかなと思って質問を終わりたいと思います。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

会議の途中ですが、午後 1 時まで休憩をいたします。

(午前 11 時 54 分 休憩)

(午前 13 時 00 分 再開)

◎世古明委員長

休憩を解き会議を続けます。

【踏切道の対策について】

◎世古明委員長

次に、「踏切道の対策について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは、「踏切道の対策について」御説明申し上げます。

資料 2 の 1 ページをごらんください。まず、1 の現状でございます。伊勢市の市街地は、鉄道により南北に分断されており、国道 23 号と市街地を結ぶ幹線道路は、踏切の遮断時間が長いことから渋滞が発生し、円滑な交通の妨げになっています。

次に2の目的でございます。踏切道の改良を促進させることで、交通渋滞の緩和と事故防止につながりたいと考えています。

次に3の踏切道改良促進法の概要でございます。昭和36年に法が施行され、幾度となく改正を行ってきました。近年では、平成23年度の改正で、法のもと指定された踏切道は改良計画を策定した場合を除き、指定期間内での改良が義務づけられました。さらに平成28年度の改正では、鉄道及び道路管理者が改良方法に合意をしてなくても、国土交通大臣が踏切道の指定を行えるようになりました。国が定めます踏切道の指定基準は下段に示しておりますので、後ほど御高覧ください。

次に2ページをごらんください。4の国土交通省の方針でございます。国土交通省は平成28年度の法改正に基づき、全国で58カ所、三重県で3カ所の踏切道を指定しました。平成32年度までに1,000箇所以上を指定し、踏切事故件数1割削減、踏切遮断による損失時間5%削減を目標としています。

次に5の伊勢市の踏切道の現状でございます。まず、国の指定予定の踏切道についてですが、市では、藤社御菌線の踏切が指定の対象となっております。そこで、この踏切道について現状把握のため、調査を実施しました。場所は、3ページをあわせてごらんいただきたいのですが、厚生小学校から、新道商店街を経て、国道23号に抜ける道路にある踏切道で、非常に交通量の多い幹線道路となっております。調査の結果、踏切遮断時間8時間43分54秒、踏切道自動車交通遮断量、7万飛び940台・時、1時間当たりの最大の踏切遮断時間は34分44秒でした。踏切道自動車交通遮断量とは、1日当たりの自動車交通量に、1日当たりの踏切遮断時間を掛けたものです。この値が5万以上の踏切道は、国の踏切道指定基準に該当することになり、そのうち国が必要と認めたものが指定されます。

最後に7の今後の方針をごらんください。市街地の南北分断の問題に関しましては、これまで幾度となく議会の中で御指摘、御意見をいただいてまいりました。昨年度におきましても、産業建設委員会の中で御指摘をいただいたところでございます。今後、交通量の実態調査に基づき、将来交通量を予測し、踏切道の改良方法や要する期間等を記載した地方踏切道改良計画を作成し、その計画に基づいた対策を実施したいと考えています。その対策については、参考として対策手法を記載してございます。対策には抜本対策と速効対策があります。現時点において、抜本対策については困難と考えますが、踏切道の法指定がされましたら、国、県、鉄道事業者等の交通の円滑化につながる速効対策について検討し、進めてまいりたいと考えています。

次に3ページをごらんください。踏切道の対策は、1箇所ではなく、交通の分散も視野に入れた検討が必要であるため、2車線の道路で比較的交通量の多い踏切道である、図にお示しました3箇所の踏切道を検討対象にしたいと考えています。

以上、踏切道の対策について御説明いたしました。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

何点かちょっと教えていただきたいと思います。まず踏切道の対策ということで、今後の国土交通大臣からの指定があればということで、今、お話をいただいたんですけど、非常に、以前に産建でも、また都市計画審議会も私参加させていただいておるので、そのときに申し上げておると思うんですけど、やはり、鉄道のこの問題というのは、伊勢市のまちづくり、都市計画の上ですね、非常に大事な部分で、やっと何かきっかけをしてくれたかなということについてはですね、それはもう評価をしたいと思うんですけど、一方やはり、国交省の指定を受けないと進めないということについては、弱冠いろいろと異論が出るんじゃないかなと、こういうことを思うわけであります。

そこでちょっと基本的なことをお聞きをしたいんですけども、国土交通大臣からの踏切道に対する改良しなさいという指定というのは、どのような、スキームというか流れで伊勢市のほうに言い渡されるというのか、そのあたりのことをもう少し聞かせていただきたいと思います。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●森田都市計画課長

ただいま御質問いただきました国の指定のプロセスでございますが、資料の1ページの下に記載させていただいております踏切道指定基準というのがございますが、まず指定基準を満たすかどうかというのが一つの判断材料になっておりまして、今回ですと①のですね、1日当たりの踏切道自動車交通遮断量の5万以上という踏切道になってまいります。それを判断した上でですね、国として必要なものを指定していくというふうな流れでございます。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そうしますとですね、4点あって、4点のうちの一つでもクリアというのか、基準に合ってくれば指定をされるということになるわけですか。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●森田都市計画課長

4点、もう少し「など」というふうにくくらせていただきますけども、状況があるんですけども、この中の一つでも満たせばですね、対象にはなります。ただ、必ずしもそれが指定ということに100%なるわけではございませんけども、ただ、今年度、国や県のほうからもですね、藤社御菌線の踏切道については、指定を考えておるというようなこともいただいておりますので、それに備えて動きも取らせていただいておりますのでございます。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうしますと踏切道の指定の基準があると、この4項目の中に1点でも基準に合致すれば指定ということになると、全部はわからないとしても、ただそうしますと、7万台からというのは、こちらで事前にそういう調査をしないとなかなかわからない部分だと思うんですけど、それはもう事前にそういう調査が行われた上でこの指定基準ということになったんでしょうかね。

◎世古明委員長
都市計画課長。

●森田都市計画課長

国のほうで各踏切道のカルテというのを作成しております、それに藤社御菌線の踏切道のカルテが作成されております。その中で、5万以上の数字が記載されておりましたので、市としても現状を把握するという意味で今回は調査をさせていただきました。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

少し調査させていただくと、踏切道の改良促進法の中には、幅員をですね、踏切道の幅員が5.5メートル云々というのが書かれておるところを見受けたんですけど、それについてはどのような判断基準ということになってくるんでしょうか。

◎世古明委員長
都市計画課長。

●森田都市計画課長

5.5メートルの幅員以上ということでしょうか。今回ですね、幅員ではなくて交通量での指定というふうに考えておりましたので、ちょっとそちらのほうの検討してございませんでしたので、すいません。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

私は何でもこういう質問をさせていただくかということ、伊勢市の南北の本当に分断しての近鉄、

J Rの問題だと思うんですね。それでここにある宇治山田港伊勢市停車場線から東のほうについては、近鉄がもう高架になってます。ですので大きな問題もない。ただJ Rの踏切が箇所箇所あって、それこそ5.5メートルではなくて、3メートル、4メートルの踏切がたくさんあるわけですよ。それが、実際には交通渋滞の一。そこは狭いので、市民の方はそこを通らないように、ほかに迂回していくというような流れになっておる。二見街道についても、藤本電器さんかな。あそこがあったところはまだ高架で、あれもまだ残っておる。バスも通れない。その次の都市計画道路に指定されておるところもJ Rの高架で、三重交通さんが近くにあっても、高架で通れないというようなことなんです。この踏切道の問題を、今都市計画課で議論してもらって、改良に結びつくというのも大いに結構な話話かと思うんです。しかしながら、それだけではなくて、ちょっと違う視点の中の、J Rとの幅員の問題であったり、高架化の問題であったり、もう少しやっぱりこう大きなとらえ方の中で、まずは、その踏切道の指定を受けたとこの、ここで言う即効性のあるところの部分をやらんだという位置づけで考えていただかんと、これが何かすべてのような感じで南北の分断の問題はあるにしても、まず国交省が言う、指定を受ける、ここしか狙いがいないやっというんでは、あんまりそれはね、やっぱり都市計画上の話からすると、すごく矮小化してしまって、我々のほうでは、やはり将来の都市計画、まちづくりの問題としては、非常にこれから議論をする上でですね、重要になってくるんかと思うんで、そのあたりの、まずはこの踏切道の問題を都市計画の大きな課題の切り口というぐらいのことにしていただかんと、その後ろにはすごく大きな問題が山積するという、そういう考え方でおっていただくということなのか、ちょっとそこら辺を確認をしたいんですね。

◎世古明委員長
都市計画課長。

●森田都市計画課長

御指摘いただきましたように、今回の踏切道の対策につきましては、都市計画道路自体はですね、これによって変更しようとかいうものではございません。あくまでも都市計画道路は都市計画道路ですね、これまでどおり計画をさせていただいておるという状況の中でですね、直面してます市街地の南北分断の件に関しまして、少しでも解消できる対策が打てないかということで、今回の取り組みを考えているものでございます。特に3箇所の踏切道につきましては、今回、指定が見込まれているのは、藤社御園線の踏切ではございますけども、やはりその中で交通分散、踏切道そのものの改良ももちろん検討はしますが、交通分散等も含めてですね、少しでも渋滞の緩和、また、交通の円滑化を図れるようにということで検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎世古明委員長
宿典泰委員。

○宿典泰委員

わかりました。今の御指摘のある3箇所についてはね、私はそのとおりでやっていただくとい

うことはそうなんですけれど、もともとのやはり、都市整備部の構え方としては、やはり高架であつたりとか、アンダーであつたりとか、オーバーでその箇所だけのオーバーなのかは別としても、何らかで手を打っていかないと、これは10年、20年先ということになるかも知れません。なるかも知れませんが、そういう位置づけの中で、まずは仕掛かりとして、この3箇所を改良に入るんやというふうにな、スタンスを持ってみえるんかどうかということなんですよね。そのあたりをやっぱり確認をしながらしないと、踏切の、ただ単にこの箇所の問題で終わってしまつて、やっぱりまちづくりの話とか、やはり先ほど言った、宇治山田港伊勢市停車場線から東側、つまり、二見を向いていくほうのJRなんていうのはもう全然片つかないということになるんじゃないかなと思うので、そのあたりの位置づけの話を、少しやっぱりこの場です、きちっと整理をしてやっていただきたいなと思うんですけれど。

◎世古明委員長
都市整備部長。

●中村都市整備部長

先ほどから宿委員からも御指摘いただくことは、当然のことだと思います。今回、提案させていただきましたのは、踏切の部分的なものであります。あくまで危険な踏切がここだということで、国の指定を受けますと、それを対応せないかと、こういう小さな部分でございます。当然、前委員長からも御指摘をいただいておりますように、この南北問題は、もちろん宿委員からも御指摘を再三いただいておりますが、伊勢市のまちづくりとしての、この南北分断というのは非常に大きな課題でありまして、またこれに対応するのも、また莫大な費用もかかります。そんなに簡単にいくものでは、事業化できるものではありませんが、それはそれとして、問題意識を常に持ちながらできるものから対応していくという姿勢を持って、これを一つのきっかけとして、また議会側との議論、あるいは住民との議論を進めてまいりたいと考えます。

◎世古明
他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市交通バリアフリー基本構想について】

◎世古明委員長
次に「伊勢市交通バリアフリー基本構想について」を御協議願います。
当局から説明をお願いします。
都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは、「伊勢市交通バリアフリー基本構想について」御説明を申し上げます。

資料3の1の1ページをごらんください。まず1の経過でございます。10月5日の産業建設委員協議会において中間案を御説明させていただき、その後、10月26日に第3回伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会を開催し、基本構想案を作成しました。その内容については、前回の資料から変更しました主な点を御説明申し上げます。

まず、2の主な事業でございます。恐れ入りますが、御説明は資料3の2を御高覧ください。それでは、70ページをごらんください。重点整備地区区域図です。着色のあるところが重点整備地区の区域で、生活関連施設としては、市立伊勢総合病院、イオン伊勢店、近鉄五十鈴川駅、五十鈴公園及び県営体育館、市営宇治駐車場、市営内宮前駐車場です。これらの施設を結ぶ国道、県道、市道のうち、着色した道路を生活関連経路として位置づけています。これらの施設や道路を対象に計画した事業が特定事業になります。

71ページをごらんください。特定事業等については、整備目標時期を定めて取り組みを実施します。事業の項目別に短期、または長期と時期を設定し、短期は平成32年度まで、長期は平成33年度以降とします。

次に72ページをごらんください。(1)公共交通特定事業です。①の近鉄五十鈴川駅はエレベーターの設置や階段の手すり、待合室の入り口扉の改善や多機能トイレの整備などを計画し、ほとんどの事業を短期の整備としております。②のバス車両については、バリアフリー対応バスの導入ですが、既に事業を実施しており、今後も継続していく予定でございます。続いて(2)の建築物特定事業です。五十鈴公園県営体育館は、入り口の段差解消、階段の改善、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などを計画し、目標時期は長期としています。続いて(3)都市公園特定事業です。五十鈴公園はメインの公園内道路に歩道がないことから、園路の歩道整備を計画し、目標時期は長期としています。続いて(4)路外駐車場特定事業です。市営宇治第1駐車場は、障害者用駐車スペースから市道滝倉川線へつながる安全な経路を確保するため、短期の整備を目標としています。

次に、74ページの(5)道路特定事業をごらんください。①の国道は、横断歩道前後や市営宇治駐車場の出口等への視覚障害者誘導用ブロックの敷設を、短期で計画しております。事業箇所については、表の左から2列目の区間の表示と、75ページの位置図をあわせてごらんください。

次に76ページ、②県道をごらんください。交差点部の歩道や横断歩道前後への視覚障害者誘導用ブロック施設、横断歩道周辺の急勾配の解消、段差の解消などを短期で計画しております。県道につきましても、事業箇所は表の左から2列目の区間の表示と、77ページの位置図をあわせてごらんください。

次に78ページ、③の市道をごらんください。歩道未整備区間への新設や、視覚障害者誘導用ブロック敷設を短期で計画しており、事業箇所は79、80ページをごらんください。

次に81ページ、(6)交通安全特定事業をごらんください。ここでは、横断歩道への音響式信号機の設置や、エスコートゾーンの設置を計画しています。

次に82ページをごらんください。(1)施設や、整備の更新、維持管理等としまして、五十鈴川駅前広場へのベンチの設置や、イオン伊勢店の路面の改善、県営体育館の表示や案内版の改善

などを事業として計画しています。

次に、83ページをごらんください。ここからはソフト面での取り組みでございます。

次に、85ページをごらんください。③として、「子供たちとつくるやさしいまち伊勢市」支援事業を追加させていただきました。

次に、86ページをごらんください。第6章、バリアフリー化の推進に向けてとしまして、今後の考え方を追加しました。基本構想策定後は、基本構想に即して事業計画を策定し、事業の推進を図るとともに、ソフト面での取り組みなどを通して、啓発活動や情報発信を行っていきたいと考えています。

それでは恐れ入りますが、次に、資料3の1にお戻りください。2ページの4、今後のスケジュールをごらんください。12月にパブリックコメントを実施し、その後、基本構想策定協議会、産業建設委員協議会に御説明申し上げ、3月に策定公告をしたいと考えております。

以上、「伊勢市交通バリアフリー基本構想について」御説明をいたしました。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

続いて報告案件に入ります。

【全国高校総体及び「三重とこわか国体」の開催に向けた取り組み状況について】

◎世古明委員長

初めに、「全国高校総体及び三重とこわか国体の開催に向けた取り組み状況について」の報告をお願いします。

観光振興課副参事。

●松葉観光振興課副参事

「全国高校総体及び三重とこわか国体の開催に向けた取り組み状況について」の案につきまして、御報告させていただきます。

報告内容といたしましては、3点ございます。1点目は、全国高等学校総合体育大会について、2点目は、国民体育大会並びに全国障害者スポーツ大会について、3点目は、それらの開催準備にかかる事務所の設置についてでございます。

それでは、資料4の1ページをごらんください。1点目の平成30年度全国高等学校総合体育大会でございますが、三重県を幹事県としまして、東海ブロックで開催されます。1の大会概要、アに記載をしてございますとおり、大会会期は平成30年7月26日から平成30年8月20日までとな

っております。伊勢市においては、8月1日に県営サンアリーナで総合開会式、8月2日から陸上競技、開会式に総合開会式に先立ちまして、7月26日からバレーボールの男子、8月7日からサッカー男子、そして、8月9日から剣道が実施されます。

2点目の国民体育大会については、イに記載させていただいておりますとおり、平成33年に開催を予定されており、伊勢市では総合開閉会式を初め、陸上競技、相撲、バドミントン、卓球、サッカー女子、そして、高校野球硬式の6競技が実施されます。大会会期並びに協議日程については、平成30年度に正式決定される予定でございます。また、平成13年度以降は、国民体育大会終了後に、開催県において、全国障害者スポーツ大会が開催されていることから、伊勢市においても幾つかの競技が実施されることと予想されます。

3点目の開催準備にかかる事務所の設置については、2ページをごらんください。今後の主な事務体制スケジュールについては、平成29年度の高校総体伊勢市実行委員会、仮称でございますが、その設立に始まり、平成33年度まで記載のとおりでございます。これから高校総体の開催準備と並行して、国体の開催準備を進めていくことから、事務体制の整備並びに事務所の設置が必要となりますが、市役所本庁舎の改修により、公共施設への事務所設置が困難であることから、民間施設も含め、検討を重ねました。候補地につきましては、関係機関との調整も多く想定されることから、利便性や機能性、そして賃借料を含め、総合的に検討した結果、ことし9月まで、伊勢市シルバー人材センターが事務所として使用していた伊勢市河崎のJ A伊勢、伊勢支店を選定したところでございます。なお、賃借期間は2年間とし、平成31年度には、市役所本庁舎の改修も完了することから、公共施設も含め再度検討する予定でございます。

3ページ目は候補地の位置図で、市役所本庁舎にも近く、近鉄伊勢市駅から徒歩4分であるという好立地でございます。また、付帯する倉庫や、駐車場につきましても、使用することができます。

4ページ目は、候補地の施設平面図で、網かけした部分を借用したいと考えています。なお、事務体制の整備にかかわる費用につきましては、12月補正並びに平成29年度当初予算において、予算計上させていただく予定をしております。

以上をもちまして「全国高校総体及び三重とこわか国体の開催に向けた取り組み状況について」の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎世古明委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市都市マスタープラン全体構想におけるパブリックコメントの結果について】

◎世古明委員長

次に「伊勢市都市マスタープラン全体構想におけるパブリックコメントの結果について」の報告をお願いします。

都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは「伊勢市都市マスタープラン全体構想におけるパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。

資料5をごらんください。伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョン2.0の素案については、平成28年6月13日の産業建設委員協議会におきまして御説明をさせていただき、7月1日から7月29日の間、パブリックコメントを実施いたしました。

それでは、1のパブリックコメント実施の概要をごらんください。意見を募集した案件は、伊勢市都市マスタープラン全体構想バージョン2.0の素案でございます。意見の募集は広報いせ、ホームページなどで周知を行い、閲覧場所は市役所や総合支所など、全体で19カ所に設置しました。意見の対象者は、市内に在住または、通勤通学している方及び利害関係のある方となっております。

次に、2の意見募集の結果です。意見は3名の方から17件の御意見をいただきました。計画に係る主な意見について、御説明を申し上げます。2ページの2の御意見をごらんください。第3章は、都市づくりの方針となっておりますが、この方針を示さずに計画を立てるのかという御意見でございます。市の考え方といたしましては、第3章に示す集約型都市構造の実現や、コンパクトな都市づくりの方針は継承し、根幹となる考え方に変更がないため、今回のバージョンアップへの影響はないと考えています。

続いて、7をごらんください。都市機能を集約させるのではなく、現状のままで、道路網を充実させて、時間短縮により距離を縮めればよいのではないかと御意見でございます。市の考え方といたしましては、一定の人口密度を確保することで、都市機能が維持できると考えており、ネットワーク機能の充実も大切なことではありますが、あわせて拠点を整備し、都市機能を集約する必要があると考えています。

次に、4ページの14をごらんください。交通ネットワークでは、踏切対策が欠如しているとの御意見でございます。市の考え方といたしましては、第1章に長年の懸案事項である市の交通の南北分断については対策が必要であると記載しており、第5章において、その調査研究を進めていくと考え方を示してございます。

続いて、16をごらんください。防災の観点からの御意見でございます。市の考え方といたしましては、第1章の目標に安全で安心して暮らせる災害に強い都市を掲げ、近年の市の取り組みや考え方を示し、第4章では新たに倉田山防災拠点を位置づけております。今後も、防災の考え方を取り入れた都市マスタープランとしていきたいと考えています。

次にページの下をごらんください。このたびの意見募集結果に伴う修正は行わないことといたします。今後の予定といたしましては、年内に策定公告をしたいと考えております。

以上、「伊勢市都市マスタープラン全体構想におけるパブリックコメントの結果について」御説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

◎世古明委員長

本件についても報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【空家等の対策その後の経過について】

◎世古明委員長

次に、「空家等の対策その後の経過について」の報告をお願いします。

建築住宅課副参事。

●山神建築住宅課副参事

それでは、「空家等の対策その後の経過について」御報告申し上げます。

資料6の1をごらんください。まず初めに、1、空き家等対策の経過について御説明いたします。平成27年5月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行され、市独自の空き家等の適正に係る指導や対策に関する条例制定は行わないことを、平成27年6月9日の産業建設委員協議会において御報告申し上げました。その後、国の空き家等対策に関するガイドラインに基づき、市内全域の空き家等について実態調査を行い、約2,900軒の空き家等を確認いたしましたところです。現在計画作成中であり、アンケート調査を行うなど、空家等対策計画のための作業を進めているところです。また、10月17日には伊勢市空家等対策協議会条例を施行したところです。

続きまして、2、空家等対策計画について御説明いたします。恐れ入りますが、次のページをおめくりください。資料6の2をごらんください。この協議会における計画策定のたたき台として、伊勢市空家等対策計画素案を作成しましたので、その内容を御説明いたします。次のページの目次をごらんください。ごらんのとおり、市空家等対策計画の目的と位置づけ、市の空き家をとるまく状況、対策の基本的な方針、空き家等の具体的な対策についての4部構成となっております。

本文1ページをごらんください。第1章、伊勢市空家等対策計画の目的と位置づけでございます。空き家対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、市と地域住民、大学、不動産、法務、建築、福祉分野の専門的な知識や技術を持つ団体など、住まいとまちづくりを担う団体と連携し、総合的な空き家対策を行うものとしております。

2ページの図をごらんください。この計画は、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法をもとに、市の第2次総合計画や伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の各計画等と連携を図

り、空家等対策計画を推進するものとしております。

次に、3ページをごらんください。対象となる家屋は敷地内のすべての家屋が空き家となっているもの、対象となる地区は市内全域、また計画期間は29年度から33年度の5年としております。

次に、4ページをごらんください。第2章、伊勢市の空き家を取り巻く現状でございます。ここでは全国の空き家現状と、伊勢市の現状を説明しております。また、5ページから8ページまでは、6月の協議会において御報告いたしました、昨年度の空き家実態調査の結果を記載しております。

7ページをごらんください。空き家の地区別にあらわした図表でございます。市の中心市街地とその海岸線の地区において空き家率が高くなっております。

続きまして、9ページをごらんください。2の4、アンケート調査でございます。空家等対策計画の策定及び今後の施策の参考とするため、調査を行いました。調査の実施概要は、実態調査で判明した空き家2,891戸の中から無作為抽出した300件を対象に、空き家の所有者や管理人等の空き家に対する意識調査、利活用に対しての意見調査をいたしました。

次に、10ページをごらんください。アンケート調査結果の主な概要ですが、ア、イ、ウをごらんください。空き家所有者や管理者等の現状は、所有者の60歳以上が8割を占め、働いていないものが7割弱、世帯収入が200万以下が4割近くを占める結果となっております。ほとんどが高齢の年金生活世帯と考えられます。

次に、エの所有者の特別措置法の関心度に対する問いについて、特別措置法を知らない方々が8割近くを占めていることから、今後の空き家の適切な管理等の啓発が重要となると考えます。

次に、オとカをごらんください。登記名義人は本人名義が7割、本人以外が3割、そのうち本人以外の名義人の7割近くが既に亡くなっており、世代交代後の相続登記手続がなされていない結果となっております。

10ページ下段と11ページ上段、あわせてごらんください。キとクとケですが、空き家の築年数50年以上が4割を超え、また、とても住めない空き家が1割5分となっております。また、現在の空き家に今後も住まないと考える方が6割を超えております。住宅等の老朽化が進み、一度でも空き家になってしまうと、そのまま放置されてしまう傾向があると考えます。空き家の維持管理方法の啓発や、中古住宅の流通促進も検討課題と考えております。

次に、コとサをごらんください。空き家の管理ですが、管理しているが7割、管理していないが2割。この2割の方々の管理できない理由は、遠方に住んでいるが6割、維持修繕の費用に用立てられないが、3割となっております。今後、遠方に住む方が維持管理できる仕組みや、維持修繕費を賄えない方の問題を検討する必要があると考えます。

次に、シとスとセをごらんください。シ、新空き家の利活用についてですが、貸家や売却等、何らかの利用をしたいと考えている方が5割となっております。スの空き家バンク制度については、利用したいが4割弱となっております。また、セの空き家が福祉施設として活用する場合には、協力したい、賃貸なら協力できる等も、何らかの協力が可能と判断した方が5割でした。空き家住宅等の利活用について、不動産、建築、福祉の専門的な知識や技術のある団体の協力を得ながら、利用方法を検討したいと考えております。

次に、12ページをごらんください。2の5、空き家対策を進めていく上での課題でございます。12ページから13ページにかけて、ここでは、今までの空き家相談や、空き家実態調査、所有者ア

ンケートの調査の結果を踏まえ、空き家対策の課題点を要因別に記載しております。少子高齢社会に伴う人口減少要因として発生している相続問題や、空き家の適正な管理の方法の知識不足などのさまざまな問題を記載しております。

続きまして、14ページをごらんください。第3章、空き家等対策の基本的な方針でございます。14ページから17ページの初めにかけて、計画の基本方針と協議会委員構成や市の空き家相談の実施体制を記載しております。14ページの基本方針は三つの方針を掲げました。一つ目は、市民の安全安心の確保、二つ目は、空き家の活用と流通促進、三つ目は、所有者や行政だけでなく、地域と連携した空き家対策の取り組み、以上の三つを基本方針といたしました。16ページに協議会委員構成を記載しております。条例においては、委員は、地域住民及び学識経験者9名以内としております。構成につきましては、表に記載していますとおり、自治会から1名、法務から2名、不動産から2名、建築から1名、福祉から1名、文化から1名、商工から1名の9名です。所属等が表記のとおりでございます。

続きまして、18ページをごらんください。第4章、空き家の具体的な対策、これは住まいの状態を利用中のもの、空き家となったもの、放置や管理不全で修繕が必要なもの、除却後の跡地利用といった利用状態に分け、それぞれに応じた具体的な対策を記載しております。

下段の4の1、空家化の予防でございます。ここでは、利用地の住まいについては、将来空き家となり、適正な管理を怠ると地域の住環境にどのような悪影響が生じるかといった問題意識を高めるため、適正管理に向けた情報提供や啓発を行い、空き家化への未然防止を行うことや、相続手続がスムーズに行われるよう高齢者への早い段階での相続対策や、成年後見人制度の活用などを記載しております。

次に、20ページ、4の2、空家の流通・活用促進でございます。ここでは空き家になってしまったものについては、不動産等の専門家団体との連携により、中古住宅としての流通促進や、地域コミュニティー団体、地域福祉団体への活動拠点施設の利用を図るなど、他用途活用の道筋を検討していくことを記載しております。

次に、21ページ、4の3、管理不全な空家の防止・解消でございます。ここでは放置や管理不全で修繕が必要なものについては、法務、建築、不動産等の専門家団体や地域と連携し、相続や土地建物の売却、有効活用に向けた所有者への支援、また地域での見守り等の仕組みづくりを検討していくことを記載しております。

次に、22ページをごらんください。(2) 行政による空家法を活用した改善指導、ここでは、行政による空き家法を活用した空き家所有者への改善指導及び空き家等の対応は倒壊等の危険性が大きいものから順に行うこと、また、特定空き家等については、法の権限を適切に行使し、市の安全安心を確保することを記載しております。

次に、23ページをごらんください。下段から24ページにかけては、空き家の除却とその後の跡地利用についての対策を説明しております。木造住宅の除却後の活用やコミュニティースペースや家庭菜園の活用、また専門家団体と連携し、よりよい利用方法を検討していくことを期待しております。

以上が計画素案となっております。25ページ以降は資料編となっております。

また、資料6の3については、素案の資料編の巻末に記載予定の空き家の実態調査結果と、空き家所有者へのアンケート結果の詳細資料となっております。後ほど御高覧いただきますようお願い

願いたいします。

恐れ入りますが、資料6の1にお戻りください。3、今後のスケジュールでございます。空家等対策計画策定のため、今年28日に空家等対策協議会を開催し、協議結果を反映したものを年明けの1月に、再び産業建設委員会に案として御報告し、その後パブリックコメントを実施した結果と、それを踏まえた最終案を3月に産業建設委員会に御報告できるよう考えております。また、今後も年度末の計画策定を進めるのと並行して、空き家への対応は適正な維持管理を促すように、所有者とさらなる協議を行うなど、所管課とも連携し、空き家等の対策を継続して進めてまいります。

以上、「空家等の対策その後の経過について」御説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

◎世古明委員長

本件についても報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第2次伊勢市総合計画の進捗状況について】

◎世古明委員長

次に、「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」の報告をお願いします。
企画調整課長。

●辻企画調整課長。

それでは、「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」御説明を申し上げます。これは平成26年10月に策定をいたしました、第2次伊勢市総合計画の平成27年度の事業結果等に係る各所属による自己評価、及びこれを受けての総合計画審議会の答申内容について、その概要を御説明申し上げます。

資料7の1をごらんください。各常任委員協議会に及ぶ内容でございますので、各所管別対象箇所を上段に記載をし、また下段には総合計画審議会の開催状況を記載しております。

恐れ入りますが、資料7の3をごらんいただきたいと思います。こちらは、この後に続く資料7の4とともに、審議会の諮問に付した自己評価にかかる資料でございます。総合計画の進行管理の目的は、1に記載のとおり市政を取り巻く社会状況等の変化、また、それから考えられる課題、数値目標の達成状況を確認し、その結果を踏まえて平成29年度予算編成を行い、効果的な行政運営を進めることとしております。

2、構成及び確認の考え方につきましては、(1)基本計画の序章に係る確認として、計画策定時からの現況及び課題の変化を確認して、全般的に考慮すべき事項等を追記し、また、(2)

基本計画の各章に係る確認として、各節単位で設定をしております測定指標の達成状況と、今後の取り組みの方向性及びその根拠、考え方を確認いたしております。

まず、基本計画の序章に係る確認につきましては、御説明を申し上げますので、2ページをごらんください。序章の丸、伊勢市の現況と予測、これはひし形になっておりますが、伊勢市の将来人口、それから人口分散化の進行に関しましては、2060年の将来推計人口6万6,213人を9万人とする将来展望を示した伊勢市人口ビジョンを昨年10月に策定したこと、また、昨年の国勢調査の速報結果として、前回調査に比べて2,403人、率にして1.84%減少したことを追記しております。

恐れ入ります、3ページをごらんください。ひし形、第63回神宮式年遷宮までに伊勢市を取り巻く主な社会の動きといたしまして、伊勢志摩サミットの開催、また、まち・ひと・しごと創生法の制定と国による長期ビジョン及び総合戦略、いわゆる地方創生の流れでございますが、こうした流れや伊勢志摩国立公園が世界水準のナショナルパークにする国立公園8モデルに選定されたことを追記しております。

4ページの市民ニーズ、こちらでは昨年秋に実施をいたしました市民アンケートの結果ございまして、高齢者支援、防災対策の強化、医療の充実等に対する市民ニーズが高い傾向にございました。

5ページの、伊勢市の財政収支見通し、こちらは平成26年度、27年度は決算額、28年度以降は、本年2月に公表いたしました数値になっております。

6ページ以降に伊勢市の課題がございますが、このうち、6ページ上段の子供を産み育てやすい環境づくりから、7ページ下段の公共交通体系の整備にかけては、特に大きな変化はなく、8ページのポスト遷宮における産業振興及び担い手の確保に関しまして、伊勢志摩サミットの開催、伊勢志摩国立公園のナショナルパークブランド化のモデル事業に選定されたこと等を最大限活用し、インバンド対応の強化、MICE対応可能な宿泊施設の誘致等の観光振興について、時期を逸することなく取り組むことが重要と認識しております。

また、大災害への備えに関しては、特に大きな変化はないものの、本年4月に発生いたしました熊本地震における避難所運営、被災者の生活再建に係る教訓を十分に踏まえた大災害への備えが重要と認識しております。

次に、恐れ入ります、資料7の4をごらんください。こちらは測定目標の達成度に係る担当課による自己評価結果の一覧表でございます。ごらんとおり、第5章で追加したものを含め、合計96の指標を設定しております。当産業建設委員協議会の所管は、第6章産業経済と第7章都市基盤でございまして、第6章の13指標がございますが、この13の指標中、現時点において既に目標達成済みというA評価、こちらが四つ、目標達成が可能というB評価が八つ、目標達成が困難というC評価が一つでございます。

第7章は23指標がございますが、そのうち、A評価が三つ、B評価が12、C評価が8つでございます。

次ページ以降に進行管理シートがございますが、こちらは昨年度の答申内容を受けて作成をしたものでございます。

恐れ入ります、1ページをごらんください。進行管理シートの1ページをお願いいたします。詳細な説明のほうは、申し訳ございません、割愛させていただきますが、シートの構成について御説明を申し上げます。シートは総合計画の節ごとに作成をしております、上段には総合計画

での位置づけ、その下に測定指標というのがございますが、こちらには基準値、目標値及び実績値の推移を、また、目標の達成度とその成果説明を、中段には節の中に設けております取り組み方針について主な予算事業の事業費の推移、26年、27年度は決算額、28年度は予算額、またそれから事業概要、そして下段には、今後の取り組みの方向性とその根拠を記載しております。

恐れ入りますが、資料7のほうにお戻りをいただきたいと思っております。これは、去る11月11日付けの総合計画審議会の答申書の写しでございます。進捗管理に評価のあり方及び分野別意見として御意見、御提案等いただいておりますので、こちらにつきまして申し上げます。後ほど御高覧をいただければと存じます。今回の答申内容につきましては、今後の進行管理及び次の計画策定に向けた検討に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

◎世古明委員長

本件についても報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅 蘇民）の指定管理について】

◎世古明委員長

次に、「伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅蘇民）の指定管理について」の報告をお願いします。

農林水産課長。

●松田農林水産課長

それでは、伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設、民話の駅蘇民の指定管理につきまして御報告申し上げます。

資料8をごらんください。1番目は施設の目的と整備状況についてでございます。当施設は、観光客誘致を主として、地域住民憩いの場、産業振興、地域の活性化を目的といたしまして、平成12年度に既存のしょうぶ園と一体とした農産物等直売施設として整備いたしました。

続きまして、2番目の現在の指定管理の状況についてでございます。現在、指定管理者は、一般社団法人民話の駅蘇民となっており、指定管理基本協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日でございます。また、指定管理料は494万9,486円でございます。

続きまして、3番目の指定管理の経緯についてでございます。当施設は、平成18年9月から、指定管理制度による管理運営を行っているところですが、平成27年11月24日に開会いただきました産業建設委員協議会で御報告申し上げたとおり、昨年、指定管理期間を1年とし、今後の指定管理に当たり、地元自治会と現在の指定管理者の一般社団法人民話の駅蘇民との間で、組織の運

営方針について協議することといたしました。

続きまして、4番目の指定管理者の更新についてでございます。これまで指定管理の更新につきましては、市は地元自治会を中心に組織された団体で、当施設の設置目的を達成できる団体を指定管理者としてまいりました。地元自治会等と協議を重ねました結果、地元推薦の二見しょうぶロマンの森維持管理組合を指定候補といたしました。指定管理の期間につきましては、従来どおり5年とし、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとするものでございます。

以上、「伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅蘇民）の指定管理について」御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎世古明委員長

本件についても報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。
宿委員。

○宿典泰委員

今報告いただきました。何かちょっといびつな感じするんですけども、地元との協議が非常に多く書かれております。元来、合併前のね、二見のほうでお世話願ったことだと思うんですけど、この一般社団法人民話の駅蘇民のほうですけど、このほかに何かその委託を受けておるといふのがあるんでしょうか。活動はどうなんでしょうか。何か私ら今まで、道の駅を運営するためにつくられたんかなというぐらいのことしかちょっとわからなかったの、ちょっと教えてください。

◎世古明委員長

農林水産課長。

●松田農林水産課長

今現在、指定管理を受けています法人民話の駅蘇民の方々でございますけども、今回、地元推薦いただいたのが、地元中心に組織されております二見しょうぶロマンの森維持管理組合のほうでございます。そちらに指定管理がされますと、今の組織につきましては、会社でございますので、そのものでもよろしいですし、解散ということもあります。

◎世古明委員長

農林水産課長

●松田農林水産課長

ただいまの法人のほうは、指定管理以外に委託を受けておりません。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

今度、指定管理の問題というのはこれからいろいろと議論の場があると思うんですよね。それで、指定管理の手法であったり、指定管理の形というものについて、我々もこれから議論していく必要があるんだと思うんですけれど、今回道の駅ということで、指定管理を受けたところの課題としてですよ、非常に申しわけないんですけれど、地元自治会ということになると、その他のこういう形のものというのは、横輪でいう風輪ということになるんでしょうか。でもあそこは横輪町が起こしてやったという経緯があるとかね、何か伊勢市のものであって、伊勢市のものでないようなことを非常に感じるもんですから、どこでそのような協議を行われて、指定をしておるのかっていうことがちょっと僕には見えないと思うんですよね。これなら、我々議会のほうで指定認定をせんとですね、地元で協議してもらうんかという話に、やっぱりちょっと聞こえてくるんですけれど、そのあたりの整理というのはどのようにされて、また指定が1年で終わられて、また次の年から5年になるんかということも、そのあたりもう少しお話をいただきませんかね。

◎世古明委員長

農林水産課長。

●松田農林水産課長

民話の駅蘇民につきましては、設置、建設目的が地域の資源を活用して、地域の皆さんの活性化を図るという目的で設置された施設でございます。そのようなところから、市もこれまで地元中心に地元の意見が反映される団体として、指定管理を委託していたところでございます。今後につきましてもやはり、地元の方が中心になってですね、管理運営していただくことで、その地域の活性化、また地元ならではの工夫など、地域の産直施設を盛り上げていただけるものと期待もしているところでございますので、今後も地元中心の施設で管理運営をしていただきたいと考えております。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

僕の質問には答えていただけてないと思うんですけれど、私言うのは、ここの合併当時の経緯というのを私も知っとるわけですよ。二見の地元の自治会が非常に熱心に道の駅として運用されておって、継続してやっていただくんだなということの中で、我々としては社団法人がつくられて、これから強固なものになってくるんやろうなというようなイメージでおったわけですよ。この施設は、合併を行っても市の施設なんですよ。市の施設であるにもかかわらず、今のような地元の自治会ということになったら、我々こうやってして議会がですね、ここ認定するやら協議してですね、そこを選ぶなということが、何かちょっといびつな感じを受けませんか。私は受けたもんですから、質問申し上げとるんやけど、あまり地元のごちゃごちゃの話をここへ掘り出せという話ではないんやけれど、やっぱりそのあたりのことは、伊勢市からの指定先ですから、伊

勢市のほうで、こことここは守ってもらわないかんとかですな、きちっとした基準に基づいて物を言うていただかんといかんのちゃうかなということを感じたもんですから、僕は中身わかりませんよ。なぜそういうことになったかもわからないんですけど、そのあたりはちょっと整理をしてもらわんと、何かちょっといびつな感じしますよね。そのあたりいかがですか。それだけお答えください。

◎世古明委員長
議長。

○中山裕司議長

今、質問しとる部分の内容は、一課長が答弁することなくして、指定管理制度そのものがどうなんかということ。ちょっと質問の内容は。だから、指定管理制度がどうあるべきかということで、そこら辺の説明をね、指定管理制度やっとなのはどこかな。ちょっと総務部長。総務部長が答弁しなさい。

◎世古明委員長
総務部長。

●可児総務部長

指定管理者制度全般につきましては私どものほうで総括しておりますので、お答え申し上げたいと思います。基本的にですね、指定管理者制度につきましては、公募の場合、あるいは特命の場合等々が考えられます。公募につきましては、基本的には指定管理者制度につきまして公募でお願いするような場合がございますが、特にそういう事情がございます、地元の自治会等々にお願いしておるような施設もございます。そういった部分については、公募せず特命という形で整理をさせていただいています。

ただ、公募する場合につきましては、公募する段階で、議会のほうにも御報告を申し上げ、公募結果につきましても、議会のほうに御報告申し上げて、指定管理者のほうで、その議案のほうを提出させていただいておる状況でございます。ただ、ルールがございます、以前にもそういう御指摘をいただきましたもんで、特命の場合、今までの業者に再度特命する場合につきましては、議案で出させていただくような形になっています。

ただ、今回の場合は、受託者が変更になっておりますもので、今回、従来から特命でやって、今回も特命ではございますが、受託先が変わっているということもございまして、今回の御報告に至ったものでございます。

以上でございます。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

わかりました。そういうことで指定管理の問題があるんでしょう。ただ、この文面だけ読むとね、やはり、そういったことを議会に出していただいて、特命でもいいんじゃないですか、地元のほうの合併当時から受けておるところに特命でやって、こういうことで地元で育てていただいとるということやったら、それはそれで反対する方もみえないと思うんですけど、今回のように、何か社団法人もつくられたところが1年で終わり、また、しょうぶの森ですか、ロマンの森の維持管理をやるということについてですよ。何かこの場ではなくて、地元サイドで指定管理の問題をやられとるような気がして仕方ないから、そのあたりは施設の管理者としてですよ。指定するならするできちっとしたですよ、基本的な問題だけは整理をして出していただかんと、何かちょっと違うような気がしとるもんですから、それをお聞きをしたんです。だから、指定の問題というのは、そのあたりのことをきちっとやっていただくということが前提じゃないかなとこんなことを思いますので、よろしくお願ひします。

◎世古明委員長

産業観光部長。

●鈴木産業観光部長

蘇民につきましたはですね、地元のほうへお願ひをしたいということで、しょうぶ園っていう広い敷地のほうも抱えておまして、そこら辺のある土地の関係も、地元の自治会と関係が深いというふうなこともありまして、地元のほうへお願ひをしたいところなんですけども、その地元と関連の深い、地元と連携ができる団体をとということで、今までの法人さんがちょっと地元と連携とれないというような状態になりましたんで、地元の推薦ということで、地元との連携のとれる新しい団体、以前には指定管理を受けておったところなんですけども、そこへ指定管理をしたいということでございます。

よろしくお願ひいたします。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

今の話聞いとると、どうしても、議会は何かなということ言いたくなってきましたよね。何か地元のほうの推薦があつてせんと前へ進まんというじゃなくて、伊勢市は伊勢市で現状を把握しておるわけやから、その中で、指定管理する方々に、こういう指定管理の話ですよっていうことをきちり言うていただくということですし、その上で、地元の推薦をしていただくというのはありがたい話やと思うんですけど、何かそのあたりがですね、我々が指定管理について同意を得るといふことの形ではないような気もして仕方ないですよ。そこら辺は他の施設もあることですから、今後の話としてですよ、きちり指定管理についてのね、ことをしていただかんと仕方ないんちゃうかなと思ひますけどね。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時13分